2025 年 4 月版
重要情報シート

販売会社：東洋証券株式会社

この資料は、この商品の全ての事項を記載したものではありません。ご検討、お申込みに際しては、「商品概要書」「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」「試算設計書」「ご契約のしおり・約款」などを必ずお読みください。

この商品はニッセイ・ウェルス生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

１．商品等の内容（当社は、組成会社等の委託を受け、お客さまに商品の販売の勧誘を行っています）

金融商品の名称・種類	終身保険プレミアム 指定通貨建終身保険 指定通貨建特別終身保険 指定通貨建特別終身保険（25）
組成会社（引受保険会社）	ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
販売委託元	ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
金融商品の目的・機能	【目的】 指定通貨（米ドル・豪ドル・円）建で、一時払保険料を上回る死亡保障や介護保障を一生涯確保できる終身保険です。 【機能】 ＜告知コース＞ ① 簡単な告知で申込可能です。 ※告知の内容によっては、ご契約をお引受けできない場合があります。 ② ご契約からすぐに、一時払保険料を上回る死亡保障を確保できます。 ＜無告知コース＞ ① 告知なしで申込可能です。 ※被保険者が入院中の場合など、ご加入いただけない場合があります。 ② 第 1 保険期間と第 2 保険期間に区分し、第 1 保険期間の保障を抑えることで、第 2 保険期間の保障が大きく増加します。
商品組成に携わる事業者が想定する購入層	・この商品は、まとまった資金を長期にわたり運用しながら、死亡や介護の保障を準備したい方を念頭に組成しています。 ・ニッセイ・ウェルス生命が設定した所定の利率に基づきリスクを抑えた運用を行いますが、為替変動リスク（外貨建の場合）、金利変動リスクがあるため、それらに伴う元本割れを許容できる方を想定しています。 ・併せて、金利と債券評価額の関係や為替（外貨建の場合）について理解でき、当面の生活資金を確保している方を想定しています。 （長期の保有を想定して組成している商品のため、契約日から解約日までの期間が短い場合、運用による成果が十分に得られなかったり、元本割れする可能性が高まったりするため十分ご留意ください。また、解約により保障も失われます。）
パッケージ化の有無	・この商品は、外貨での「運用」機能（外貨建の場合）と、「保障」機能を組み合わせた商品です。 ・他の金融商品を個別に購入することにより、全く同一の機能は得られないものの、類似の機能を得られる可能性があります。 ・詳細については、必ず各金融商品の契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）やご契約のしおり、商品パンフレット等をご確認ください。
クーリング・オフの有無	クーリング・オフの適用があります。保険契約の申込日から起算して 8 日以内であれば、お客さまからの書面または電磁的記録によるお申出により、その保険契約のお申込みの撤回または解除をすることができます。

（質問例）① あなたの会社が提供する商品のうち、この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、

ふさわしいという根拠は何か。

② この商品を購入した場合、どのようなフォローアップを受けることができるのか。

③ この商品が複数の商品を組み合わせたものである場合、個々の商品購入と比べて、どのようなメリット・デメリットがあるのか。

2．リスクと運用実績（本商品は、円建の元本が保証されず、損失が生じるリスクがあります）

<table>
<tr><td rowspan="3">損失が生じるリスクの内容</td><td>■為替変動リスク
【米ドル建・豪ドル建】
死亡保険金、介護保険金、解約払戻金等は、為替相場の変動による影響を受けます。
・保険金等を円に換算した額が、一時払保険料（円換算額）を下回ることがあります。
・為替レートの変動がなかった場合でも、為替手数料の負担が生じます。
【円建】
ありません。</td></tr>
<tr><td>■金利変動リスク（市場リスク）
解約払戻金は、運用資産（債券など）の市場価格の変動による影響を受けます。
・債券は金利が上昇すると価格が減少します。解約払戻金の計算には、この債券の価格変動を反映させるため、市場価格調整を導入しています。</td></tr>
<tr><td>■解約時の元本割れリスク
・解約払戻金は、指定通貨ベースでも一時払保険料を下回ることがあります。</td></tr>
<tr><td>〔参考〕
為替レートの騰落率</td><td>【米ドル】 最大 30.5%　最小▲17.7%　平均 4.0%
【豪ドル】 最大 27.5%　最小▲18.6%　平均 0.8%
※2014 年 12 月～2024 年 11 月までの 10 年間の各月末における 1 年間の騰落率</td></tr>
<tr><td>〔参考〕
実質的な利回り</td><td>契約日から30年経過後*の契約応当日における解約払戻金額（指定通貨建）を一時払保険料（指定通貨建）で除すことで収益率を算出し、それを年複利換算により算出した利回りを実質的な利回りとします。実質的な利回り＜積立利率となります。
＊契約年齢が 71 歳以上の場合は 100 歳時の契約応当日となります。

＜告知コース＞
（例）指定通貨：米ドル、介護保障割合：100%の場合
<table>
<tr><th>指定通貨</th><th>契約年齢／性別</th><th>実質的な利回り計算期間</th><th>積立利率</th><th>実質的な利回り（年複利）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">米ドル</td><td>60 歳　男性</td><td>30 年</td><td>4.71%</td><td>2.17%</td></tr>
<tr><td>60 歳　女性</td><td>30 年</td><td>4.71%</td><td>2.67%</td></tr>
</table>
＜無告知コース＞
（例）指定通貨：米ドル、介護保障割合：100%、第1保険期間：5年の場合
<table>
<tr><th>指定通貨</th><th>契約年齢／性別</th><th>実質的な利回り計算期間</th><th>積立利率</th><th>実質的な利回り（年複利）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">米ドル</td><td>60 歳　男性</td><td>30 年</td><td>5.01%</td><td>2.59%</td></tr>
<tr><td>60 歳　女性</td><td>30 年</td><td>5.01%</td><td>3.00%</td></tr>
</table>
（注１）上記利回りは一定条件に基づいた参考値（指定通貨ベース）のため、実際に適用される利回りは、個別の試算設計書をご確認ください。
（注２）本商品は、死亡や介護の保障の充実を目的とした商品であり、中途解約を前提とした商品ではありません。</td></tr>
<tr><td>〔参考〕
解約払戻金推移(率)</td><td>個別の試算設計書をご確認ください。</td></tr>
</table>

※損失リスクの内容の詳細は「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」の「市場リスク」「為替リスク」「解約等について」に記載しています。

（質問例）④ 上記のリスクについて、私が理解できるように説明してほしい。
⑤ 相対的にリスクが低い類似商品はあるのか。あればその商品について説明してほしい。
⑥ この商品は元本が保証されているか説明してほしい。
⑦ 為替レートの変動と損失がどのように関係するのか説明してほしい。
⑧ 金利の変動と損失がどのように関係するのか説明してほしい。
⑨ 実質的利回りなどのリターンではなく、保険商品としての機能やメリット（デメリット）について説明してほしい。

3．費用（本商品の購入又は保有には、費用が発生します）

<table>
<tr><td>購入時に支払う費用
（販売手数料など）</td><td>＜告知コース＞
【米ドル建・豪ドル建】 一時払保険料の 5.7%～6.5%（契約年齢により異なる）
【円建】 一時払保険料の 2.0%
＜無告知コース＞
【米ドル建・豪ドル建】 一時払保険料の 6.5%
【円建】 一時払保険料の 2.0%</td></tr>
<tr><td>継続的に支払う費用
（信託報酬など）</td><td>・死亡保障、高度障害保障（告知コースのみ）に必要な費用、介護保障に必要な費用（介護保障ありの場合）を毎月積立金から控除します。
※これらの費用は、契約年齢・性別・経過期間等により異なりますので、一律には記載できません。
・基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の締結や維持に必要な費用、死亡保障に必要な費用（無告知コースのみ）を差し引いています。</td></tr>
<tr><td>運用成果に応じた費用
（成功報酬など）</td><td>ありません。</td></tr>
<tr><td>解約をした場合の費用</td><td>ご契約を解約・減額する場合などに控除する費用はありません。
※中途解約時の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、解約払戻金額が減少することがあります。</td></tr>
<tr><td>通貨の換算に関する費用</td><td>円を指定通貨に、または、指定通貨を円に換算するとき、1 指定通貨あたり 50 銭の費用が発生します。</td></tr>
<tr><td>特約を付加した場合の費用</td><td>■特約を付加した場合の通貨の換算に関する費用は、以下のとおりです。
<table>
<tr><th>特約名</th><th>対象</th><th>換算基準日</th><th>適用為替レート</th></tr>
<tr><td>保険料円入金特約</td><td>一時払保険料（相当額）</td><td>一時払保険料（相当額）の受領日</td><td>TTM＋50 銭</td></tr>
<tr><td>円支払特約Ⅱ</td><td>・解約払戻金
・死亡・高度障害保険金
・介護保険金</td><td>必要書類がニッセイ・ウェルス生命に到着した日</td><td>TTM－50 銭</td></tr>
<tr><td>年金支払特約</td><td>・死亡・高度障害保険金
・介護保険金</td><td>年金基金の設定申出をニッセイ・ウェルス生命が受付けた日</td><td>TTM－50 銭</td></tr>
<tr><td>年金移行特約</td><td>解約払戻金</td><td>移行日</td><td>TTM－50 銭</td></tr>
<tr><td>円建終身保険移行特約Ⅱ</td><td>解約払戻金</td><td>移行日</td><td>TTM－50 銭</td></tr>
</table>
※上記の為替レートは、将来変更されることがあります。
■年金移行特約による年金への移行後は、移行日の解約払戻金を特約積立金額として、費用等を控除したニッセイ・ウェルス生命の定める率により運用します。また、毎年の年金受取日に年金管理費として特約積立金から年金額の１％を上限に控除します。年金管理費は、年金受取開始時に定まり、年金受取期間を通じて適用されます。
■円建終身保険移行特約Ⅱによる円建終身保険への移行後および年金支払特約による年金受取期間中は、費用等を控除したニッセイ・ウェルス生命の定める率により運用します。</td></tr>
</table>

※上記以外に生じる費用を含めて詳細は「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」の「お客さまにご負担いただく費用があります」に記載しています。

（質問例）⑩ 私がこの商品に○○万円を投資したら、それぞれのコストが実際にいくらかかるのか説明してほしい。

⑪ 費用がより安い類似商品はあるか。あればその商品について説明してほしい。

4．換金・解約の条件（本商品を換金・解約する場合、一定の不利益を被ることがあります）

解約はいつでも可能です。
解約の場合、市場金利の変動の影響により、解約払戻金は指定通貨ベースでも一時払保険料を下回ることがあります。
また、外貨建の解約払戻金を円で受け取る場合 、為替レートの変動の影響を受けるため、一時払保険料（円換算額）を下回ることがあります。

※詳細は「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」の「市場リスク」「為替リスク」「解約等について」に記載しています。

（質問例）⑫ 私がこの商品を解約した場合、解約控除や市場金利の変動、為替レートの変動が解約払戻金にどのように影響するのか説明してほしい。

5．当社の利益とお客さまの利益が反する可能性

当社がお客さまにこの商品を販売した場合、当社は、この商品の組成会社（ニッセイ・ウェルス生命）から、保険契約の締結の媒介や保険契約の維持管理業務等の対価として、以下の手数料をいただきます。
＜告知コース＞
【米ドル建・豪ドル建】
初年度手数料：一時払保険料に対して 2.8%または 3.5%
次年度以降手数料（9 年間）：一時払保険料に対して 0.2%または 0.36%
【円建】
初年度手数料：一時払保険料に対して 0.35%または 1% ※次年度以降はなし
＜無告知コース＞
【米ドル建・豪ドル建】
初年度手数料：一時払保険料に対して 2.8%または 3.5%
次年度以降手数料（9 年間）：一時払保険料に対して 0.05%または 0.25%
【円建】
初年度手数料：一時払保険料に対して 0.35%または 1% ※次年度以降はなし

当社は、この商品の組成会社等との間で資本関係等の特別な関係はありません。

当社の営業職員に対する業績評価上、この商品の販売が他の商品の販売より高く評価されるようなことはありません。

※手数料の内容の詳細は「商品概要書」に記載しています。

※利益相反の内容とその対処方針については、「顧客本位の業務運営に関する原則」の「取組方針」をご参照ください。
（URL）https://www.toyo-sec.co.jp/profit/index.html

（質問例）⑬ あなたの会社が得る手数料が高い商品など、私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先した商品を私に薦めていないか。私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社では、どのような対策をとっているのか。

6．租税の概要（NISA、iDeCo の対象か否かもご確認ください）

・保険料：一般の生命保険料控除の対象となります。
・死亡保険金：契約者と被保険者が同一人の場合、相続税の対象となります。
・解約払戻金（解約差益）：所得税（一時所得）＋住民税の対象となります。
・介護保険金、高度障害保険金：受取人が被保険者の場合、非課税となります。
※NISA、iDeCo の対象とはなりません。

※詳細は「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」の「税金のお取扱いについて」に記載しています。

7．その他参考情報（契約にあたっては、次の書面をよくご覧ください）

ニッセイ・ウェルス生命が作成した「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」
（URL）https://www.nw-life.co.jp/product/individual/product_list.html

※販売中商品の最新版を掲載しています。遷移先画面にてこの商品の詳細をご確認ください。